

遺言書のきほんセミナー

行政書士 坂元こうきち事務所

2024年10月15日作成

セミナーの目的

1. **遺言とは？**
遺言書を作成する目的とメリットとは？
2. **遺言書の方式と、よく活用される『自筆証書遺言』『公正証書遺言』について**
それぞれのメリット・デメリットと特徴は？
3. **遺言書まとめ**
自分で遺言書を書くとしたらどっち？どちらがおすすめ？
4. **相続手続きの流れ・一般的な相続人について**
相続が開始すると何をしなければならないの？相続人は？財産配分は？



遺言とは？

あなたの思いを遺す遺言書

遺言とは、被相続人（亡くなった人）が生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」についての意思表示をするもので、それを書面に残したものが遺言書です。

愛する家族に、自分の財産を、自分の意思で、引き継ぎたい。

相続財産の多寡にかかわらず、誰しもそう考えると思います。

『争続』を避けるため、家族に最後の感謝の気持ちを伝えるため、
今こそ遺言書を作成するという事を考えてみましょう。

●遺言書作成推移状況（令和3年から5年推移）

	令和3年	令和4年	令和5年	前年比（4・5年）
遺言書保管制度（自筆証書遺言）	17,002	16,802	19,336	115.08%
検認手続き（自筆証書遺言）	19,576	20,500	23,714	110.8%
公正証書遺言	106,028	111,977	118,981	106.2%

↑
UP!

参考資料：遺言書補完制度の利用状況（法務省民事局）
：司法統計年報（最高裁判所事務総局）
：令和5年度遺言公正証書利用状況（日本公証人連合会）

2



遺言書を作成しない理由

遺言書の必要性が徐々に認知されつつありますが、どうしても遺言書の作成について、後ろ向きな人が多いのがまだまだ現状です。

だれしも自分が死んでしまうことを考えたくないのも理由の一つでしょう。では、ここで作成しない理由としてよくあげられる**理由3選**を見てみましょう。

1. 遺言書を書くほど財産を持っていない

- ・遺言書は『財産が多い人』が残すものというイメージが強いため。一般的には家庭裁判所の調停事件は1,000万円以下が全体の約32%、5,000万円以下が全体の77%です。財産が多い人は生前に対策を講じているからだと思われます。

2. 家族の仲が良好で、トラブルなく遺産分割している

- ・相続は自身が亡くなった後に始まるものです。あなたがいたから家族がまとまっていたのかもしれませんが。相続と関係ない第三者からの進言で揉めることも多いそうです。

3. まだまだ元気だから大丈夫！

- ・もちろん今は元気でも体調がいつ悪くなるか分かりません。明日交通事故に遭わないという保証もありません。遺言書は元気なうちに作成しないと効力を有しませんので、認知症など判断能力が欠如した状態になると有効な遺言書を作成できる可能性は低くなります。



遺言書を書いておいたほうがよい理由

遺言書の作成は、単純に『誰にいくら残すのか』だけを書き残すものではありません。遺言書はあなたの想いをしっかり次世代に託すためのお手紙であり、相続手続きを円滑に進め、手間を軽減できる有効なツールなのです。

- 1. 自分の希望通り（法律上のルール の範囲内）の財産分与ができる**
 - ・法定相続人以外へも財産を残すことができます。（内縁関係・孫・遺贈など）遺留分には注意。
- 2. 遺言書があると『遺産分割協議』※が不要になる**
 - ・原則相続人同士で協議をしなくてもよいのでスムーズに財産の受取りが可能になります。
- 3. 遺言書で『遺言執行者』※を指定することでスムーズな手続きが可能になる**
 - ・信頼できる人に相続手続きを一任する事ができ、多くの財産を分配する場合など特に有効です。
- 4. 遺産分割協議で話がまとまらない、法定相続人と音信不通で相続が長期化するリスクが少ない**
 - ・原則、遺言書の指定通りに分配を行う為、協議は不要でスムーズに進めることができる。

※遺産分割協議・・・相続人全員が遺産の分割方法にて話し合うこと

※遺言執行者・・・遺言者が亡くなった後、遺言の内容を実現する為に手続きする人



遺留分に注意

遺産相続では『法定相続よりも遺言による相続が優先される』という大原則がありますが、ここで注意しなければならないのが『遺留分』です。

例えば、特定の相続人や第三者にすべての財産を譲るといった内容の遺言であった場合、本来は遺産を受け継ぐ権利のある人が全く受け取れないことになってしまい、遺言書が遺産相続トラブルの元となってしまう。

民法では遺族の法定相続人としての権利や利益を守るために、遺族が相続できる最低限度の相続分を『遺留分』という形で規定しており、遺言書作成の際には遺留分を意識した作成をするべきです。

1. 遺留分が認められる範囲

遺留分が認められているのは、被相続人の配偶者、直系卑属（子、孫、ひ孫など）、直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）です。被相続人兄弟姉妹には認められていません。

2. 遺留分侵害額請求権

遺贈や贈与によって遺留分を侵害された場合は、侵害している相手に『遺留分侵害額請求』を行います。2018年の法改正で、遺留分を侵害された人は、侵害額に相当する金銭支払いを請求できます。侵害額の請求は、相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知ったときから1年以内、相続開始後から10年以内に行わないと請求権が消滅します。

3. 遺留分の放棄

遺言者が遺言書に『遺留分の放棄をすること』などとも書いても、法的には無効です。遺留分の放棄は相続人本人の意思でなければできません。また、遺留分の放棄は、相続開始後（被相続人の死亡後）であれば自由にでき、生前も推定相続人本人が家庭裁判所に申し出て許可を得ればできます。



遺留分の割合

遺留分の計算方法は法定相続分×1/2（直系尊属は1/3）です。下記、各相続パターンに当てはめて計算した遺留分割合です。

相続人	遺留分合計	配偶者の遺留分	子供の遺留分	親の遺留分	兄弟の遺留分
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—	—
配偶者と子供	1/2	1/4	1/4	—	—
配偶者と父母	1/2	1/3	—	1/6	—
配偶者と兄弟	1/2	1/2	—	—	—
子供のみ	1/2	—	1/2	—	—
父母のみ	1/3	—	—	1/3	—
兄弟のみ	—	—	—	—	—

※相続人が被相続人の兄弟姉妹のみの場合は遺留分はないので、すべて自由にできます。

※相続人の廃除をされた人、相続欠格の人、相続放棄をした人には遺留分侵害額請求権はありません。



特に遺言書を書いておいた方がよい場合

相続人の関係が複雑であるとか、相続人のうちの1人に家業を継がせたいと思う場合など、自分の希望通りの分配を望む場合や、被相続人の死後にトラブルが予想される場合は、ぜひ遺言書を作成しておきましょう。

- 1. 相続人が遠方に住んでいる（手続きが滞りやすい）**
 - ・協議がまとまらない、書類へ押印をしてくれないなど手続きが滞りやすい
- 2. 子供がいないご夫婦（疎遠な両親や兄弟が相続人になることも）**
 - ・自分の大事な財産を法定相続通りに分配することになり、釈然としない
- 3. 再婚している（前妻の子供も相続人に）**
 - ・身近にいる大事な人だけでなく、疎遠な相続人にも原則法定相続通り分配することになる
- 4. 家業の後継者を指定（事業を引き継ぐ子供に手厚く相続したい）**
 - ・原則法定相続通りの分配となるが、遺言書があれば被相続人の希望通りの相続を実現することができる
- 5. 相続人同士が不仲（遺産分割協議で揉める）**
 - ・まとまらない場合は、家庭裁判所への調停申し立てや弁護士に仲介を依頼するなど時間やコストがさらにかかります
- 6. 内縁※の妻がいる（相続権がないが財産を譲りたい）**
 - ・相続権がなくても、遺言により贈与指定することができる

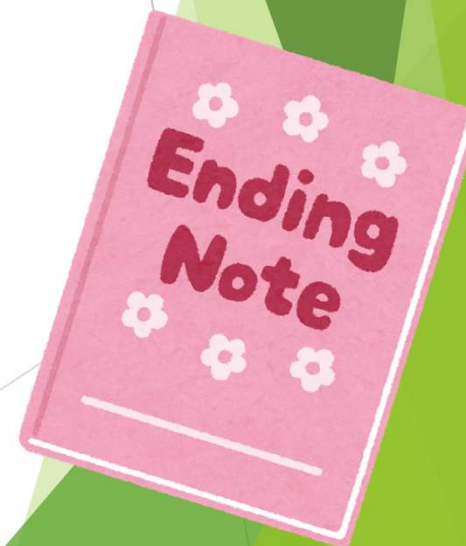
※遺産分割協議・・・相続人全員が遺産の分割方法について話し合うこと。

内縁・・・※実質的には夫婦関係にありながら、届出をしていない為、法的に夫婦として認められていない。



遺言書を書く準備

- 1. 現在の財産の棚卸**
自分が持っている財産を再確認する。確認せずに書いてしまうと、遺言書にない財産は遺産分割協議が必要となります。
- 2. 推定相続人等の確認**
遺言書を書いた後に相続人が明らかになると、遺留分などの問題からトラブルになります。
- 3. 遺言執行者を決める**
遺言執行者とは実際に遺言に書かれた内容に基づいた遺産分割や身分にかかわる遺言事項の執行をする人です。
- 4. 財産分配の理由を書いておく（付言事項）**
法的効力はありませんが、相続人の納得できないような遺産相続の場合などトラブルへ発展しないよう、遺産の分配理由を付言事項として書きます。
- 5. 遺言の方式を決める**
遺言は法的な条件の厳しい書面です。総合的に考えて遺言の方式を決めましょう。
- 6. エンディングノートがあれば活用する**
遺言書では書けなかった感謝の気持ちを書いたり、遺言書ではカバーしきれない情感や謝意というものを伝えるのに適しています。



遺言の方式について

POINT !

1. **遺言は必ず文書にする。（紙やペンはなんでもよい）**
 - ・ 伝聞や録音テープ、ビデオで撮影しておいても遺言として法律上の効力はありません。
 2. **遺言の書き方には一定の要件が決められていて、従わないと法的に無効になる。**
 - ・ 方式によって全文手書きが求められたり、日付や修正方法などを間違えると無効な遺言書として法的効果は認められない。
 3. **遺言書には法律で決められた方式がある。**
 - ・ 遺言書には一般的に**普通方式**の下記3種類があります。
- ✓ **自筆証書遺言（民法968条）**
 - ✓ **公正証書遺言（民法969条）**
 - ✓ **秘密証書遺言（民法970条）**

では、一般的によく活用される『**自筆証書遺言**』と『**公正証書遺言**』を見ていきましょう。



自筆証書遺言とは？

自筆証書遺言はその名の通り、**全文（財産目録を除く）を自筆で書き上げる遺言書**です。（民法968条）

自筆証書遺言は他の遺言書に比べても費用も手間もかからない為、最も気軽に作成できる遺言書です。しかしながら、下記要件を一つでも欠いてしまうと遺言は無効になってしまいます。

要件	内容
全文自書	遺言書の本文のこと。筆跡から本人が書いたものとして判定。Wordやワープロ作成は無効。法改正により、財産目録は自筆以外でも可。
日付けの自書	遺言が複数ある場合、一番新しいものに効力があります。また、遺言作成時に遺言者本人に作成能力があるかを判定。年月のみや○年○月吉日などは無効。
氏名の自書	遺言の作成者を明確にし、遺言者本人の真意を証明する為。
押印	実印でも認印でもかまわないが、実印が好ましい。
加除その他の変更	訂正印を押し、欄外に訂正の内容や加えた文字、削除した文字等を記載する。この方式に則っていない訂正は無効になるが、遺言までは無効にならない。

POINT !

平成30年の法改正により、利便性の観点から自筆証書遺言の『財産目録』は自筆で作成する必要がなくなり、パソコン等での作成が可能となりました。
国としても自筆証書遺言方式を緩和させ、より普及を目指した為です。



自筆証書遺言作成例

自筆証書遺言の作成例です。各要件に注意しましょう。

要件①
全文自書

遺言書

遺言者山田太郎は妻花子が老後の生活に不自由しないように遺言します。
一、妻花子に左記の財産を含む全財産を相続させる。

- 1 土地 東京都杉並区〇〇町〇丁目〇番〇
宅地 百六十、五平方メートル
- 2 建物 右同所番地〇所在、家屋番号〇番〇
木造瓦葺二階建居宅
一階五十、五平方メートル
二階三十二、四平方メートル
- 3 右拳宅内にある、什器家具備品いつさいの動産
- 4 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金すべて
- 5 ゆうちよ銀行の遺言者名義の貯金全て

付言事項
(遺言の想いを伝える)

二、長男一郎、長女福岡花代には、遺言者の意思を尊重していただき、遺留分を放棄してくれることを望みます。
三人の子供たちには、花子を見送ったあとは自宅の土地、建物を仲良く分け合ってください。

三、本遺言の遺言執行者には、左記の者を指定する。

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番地

弁護士 佐賀 健太郎

要件②
日付

令和〇年〇月〇日

要件③
署名

遺言者 山田太郎

要件④
押印

山田



自筆証書遺言のメリット・デメリット

作成の手軽さや、費用がかからない反面、要件を満たしていない自筆証書遺言は無効となってしまうなど、作成には十分な注意が必要です。また、自分1人で作成が可能な為に様々なリスクがあります。自筆証書遺言のメリット・デメリットは下記の通りです。

メリット	デメリット
手軽に作成できる	無効になりやすい
費用がかからない	争いの種になりやすい（作成時の判断能力が問われるなど）
法務局で預かってもらえる（遺言書保管制度）	紛失など発見されないリスクがある
法務局で預かってもらう場合、検認※が不要になる	隠蔽・破棄・変造されるリスクがある
遺言の内容を誰にも知られず作れる	法務局に預けない場合、家庭裁判所の検認※が必要

※検認・・・遺言書の有効性を証明するための手続き（申し立ててから1~2ヶ月かかる）

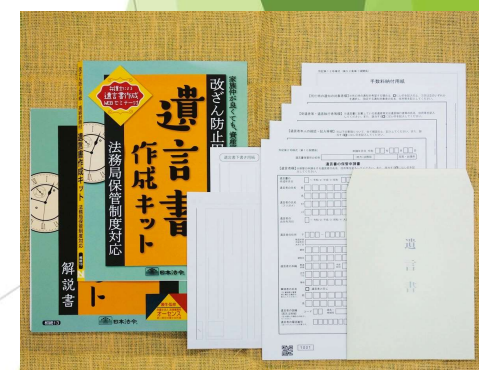
POINT !

法務局による自筆証書遺言保管制度

作成した遺言書を法務局が書式をチェックし、保管してくれる制度です。この制度を利用すると、遺言書の紛失や隠匿・改ざんなどを防ぐことができ、家庭裁判所での検認も不要になります。

メリット

デメリット



遺言書作成キット
アマゾンで¥2,200円（税込）

公正証書遺言とは？

公正証書遺言は、公証役場で証人2人以上の立ち会いのもとに、遺言者が遺言事項を口述して作成する遺言書です。

公証人と共に作成する為、信頼性が高く、無効化のリスクが少ないというメリットがあります。

管理も公証役場にて保管される為、紛失や偽造の心配もなく、最も安全確実な遺言といえます。

1. 遺言書を公正証書で作成する意味

- ・ 第三者の『公証人』が関与・作成することで、公文書※として扱われることにあります。
- ・ 相続発生後に遺産分割が整いそうにないような場合に、遺言を公正証書で作成しておくことで、遺言の法的有効性や内容の明確性を確保することができます。

2. 証人の条件

- ・ 公正証書遺言の作成では、証人が必要ですが、なれる人には条件があります。次のような人は証人になれません。

1. 未成年者
2. 推定相続人、遺言によって相続を受けることになる人
3. 公証人の配偶者、四親等以内の親族、書記、雇い人

※一般的には前記に該当しない親族、知人、弁護士、司法書士、行政書士などに証人を依頼することが多い

★他方で作成手数料がかかること、公証役場に出向く必要があること、証人2人を要する等の負担がありますが、特別の事情がある場合を除き、信頼性の高い公正証書遺言がおすすめです。

※公文書・国や自治体が職務上作成した法令文書



公正証書遺言のメリット・デメリット

メリット	デメリット
遺言が無効になるリスクが低い	公証人以外に2人以上の証人が必要になる
遺言を紛失するリスクがない	費用がかかる
遺言を自分で書く必要がない	時間がかかる
遺言の検認が不要	公証人や証人に内容を話さなくてはならない

1. 最大のメリットは信用性

- ・公正証書遺言を作成しておくことで、内容に不満のある相続人がたとえ裁判をおこしてもその内容をひっくり返すことは難しい。それだけ信用がある位置づけになります。

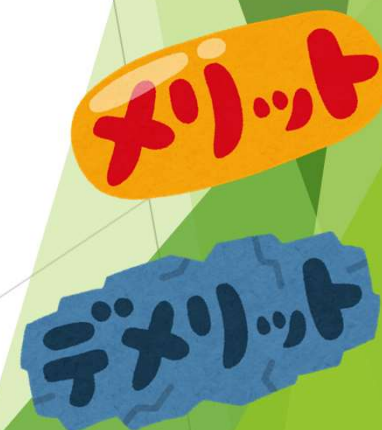
2. 無効になる可能性が低い

- ・裁判官や検事を経験した法律のプロで準国家公務員の公証人が手がけてくれるため、無効になる可能性が低い。

3. 検認手続き不要

- ・公正証書遺言であれば遺言者の死後、遺族はすぐに開封して内容を確認することができます。

※また原則、手続きは公証役場で済ませないといけません。病気などで外出困難な場合には公証人が病院や自宅に出張してくれます。（別途費用必要）

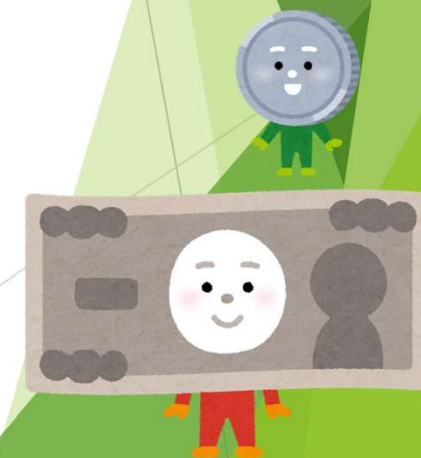


公正証書遺言作成の手数料

公正証書を作成する際の費用（手数料）は法によって決められていて、全国どこの公証役場でも同じです。その手数料は、相続人や受遺者が取得する財産の額や、相続人や受遺者の人数によって変わります。

目的価格	手数料
100万円まで	5,000円
100万円越え200万円まで	7,000円
200万円越え500万円まで	11,000円
500万円越え1,000万円まで	17,000円
1,000万円越え3,000万円まで	23,000円
3,000万円越え5,000万円まで	29,000円
5,000万円越え1億円まで	43,000円
1億円越え3億円まで	43,000円に5,000万円超過するごとに13,000円を加算
3億円越え10億円まで	95,000円に5,000万円超過するごとに11,000円を加算

1. 遺言の場合の目的価格は、相続人、受遺者ごとに受け取る財産の価格を算定して合計した額。不動産は固定資産税評価額を基準に評価する。
2. 相続、遺贈額が1億円までのときは、11,000円を加算する。
例えば相続人が1人で相続財産が5,000万円であれば、『29,000円+11,000円』で手数料は40,000円となる。
相続人が3人で相続財産が1人2,000万円であれば、『23,000円×3（人）+11,000円』で手数料80,000円となる。
3. 公証人が病院などに出張して公正証書を作成するときは、目的価格による手数料が5割増しになり、日当、交通費（実費）もかかる。
4. 遺言の全部または一部を取り消すときの公正証書作成手数料は11,000円。



自筆証書遺言・公正証書遺言の特徴

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	自分で記述	公証人が記述
証人の有無	不要	2人必要
家庭裁判所の検認	必要 (法務局に預けない場合)	不要
保管方法	自分 (法務局保管も可能)	原本は公証役場
費用	0円 (法務局保管なら3900円)	16,000円～ (財産に応じ加算)
メリット	手軽に作成できる 費用がかからない	無効になりにくい 紛失のリスク無し
デメリット	無効になりやすい (形式に厳格なルール)	費用と手間がかかる

➤ 秘密証書遺言

『秘密証書遺言』とは、内容を秘密にしたまま存在だけを公証役場で認証してもらえる遺言書のことです。遺言の内容は公開せず、遺言書があるという事実だけを確実にするのが目的です。ただ、実務上はほとんど利用されていないようです。



遺言書まとめ

以上、遺言書の必要性と代表的な『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』について見てきました。どちらも要件を満たしていれば、法的な効力に違いはありません。自筆証書遺言でも『遺言書保管制度』を利用すれば、法務局で要件のチェックと保管をしてもらえるため、以前よりは無効になったり、紛失・改ざんされたりというリスクは低くなりました。

ただ、おすすめの遺言書は『公正証書遺言』です。

せっかく遺言書を作成するのであれば多少の費用がかかっても、トラブルを防止し、自分の意思を確実に実現できる遺言書を作成することを第一に考えるべきです。

法律の専門家である公証人（元々は裁判官等）に作成してもらえるので、依頼者の意思をしっかりと反映した遺言書となります。

相続トラブルリスクを減らすために

遺言書に『付言事項』を追加すると相続後のトラブルリスクを減らせます。

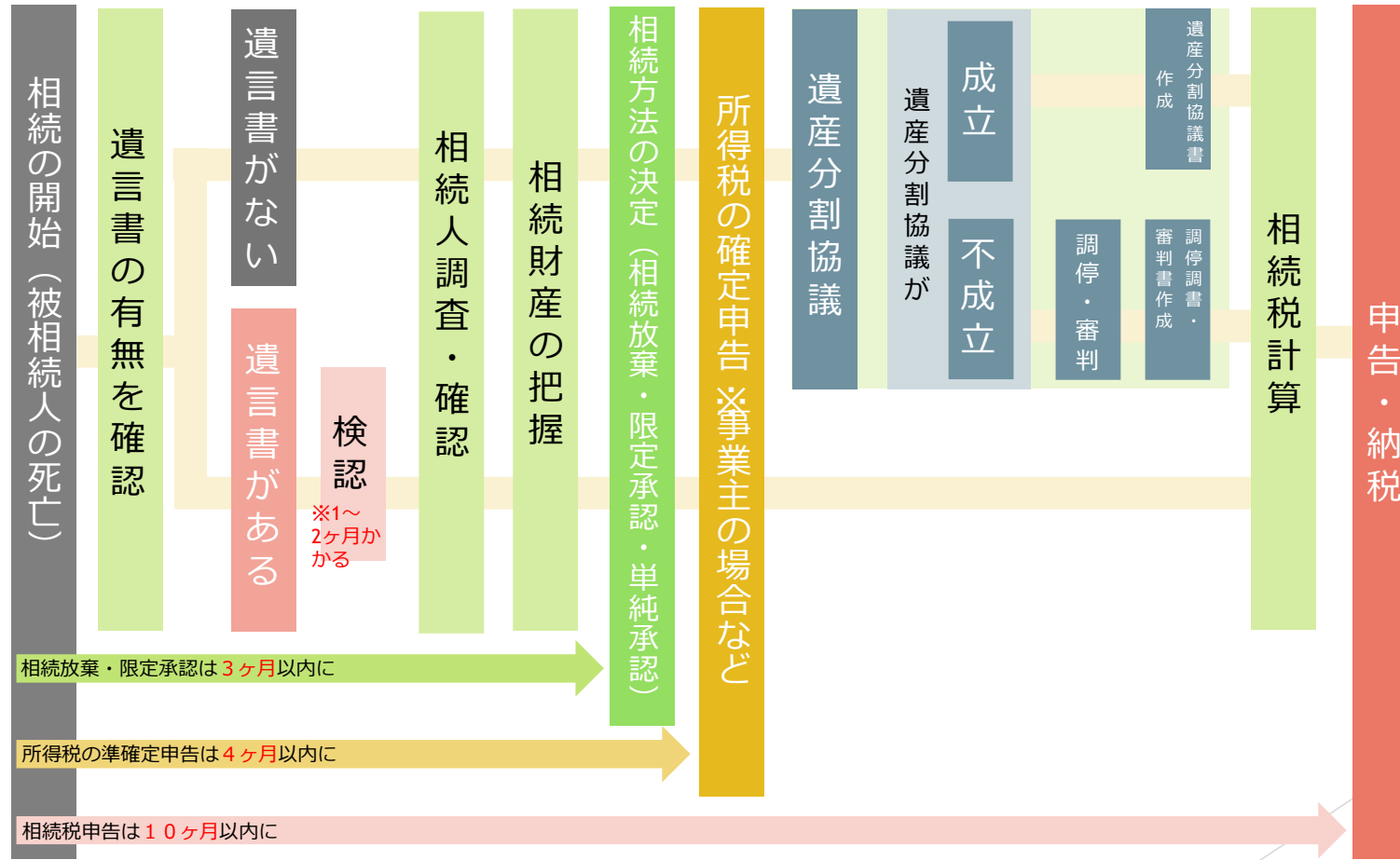
付言事項とは、相続の分配割合を決めた理由や自分の想いを遺言書の中で伝えることができます。遺産分割を法定割合と異なる配分で決めたときなど、理由を『付言事項』で述べてトラブルを防ぐように活用しましょう。

まとめ

1. 『自筆証書遺言』・『公正証書遺言』ともに法的な効力に違いはない
2. 自筆証書遺言なら『遺言書保管制度』を利用しよう
3. おすすめは遺言書の内容をほぼ確実に実現できる『公正証書遺言』！



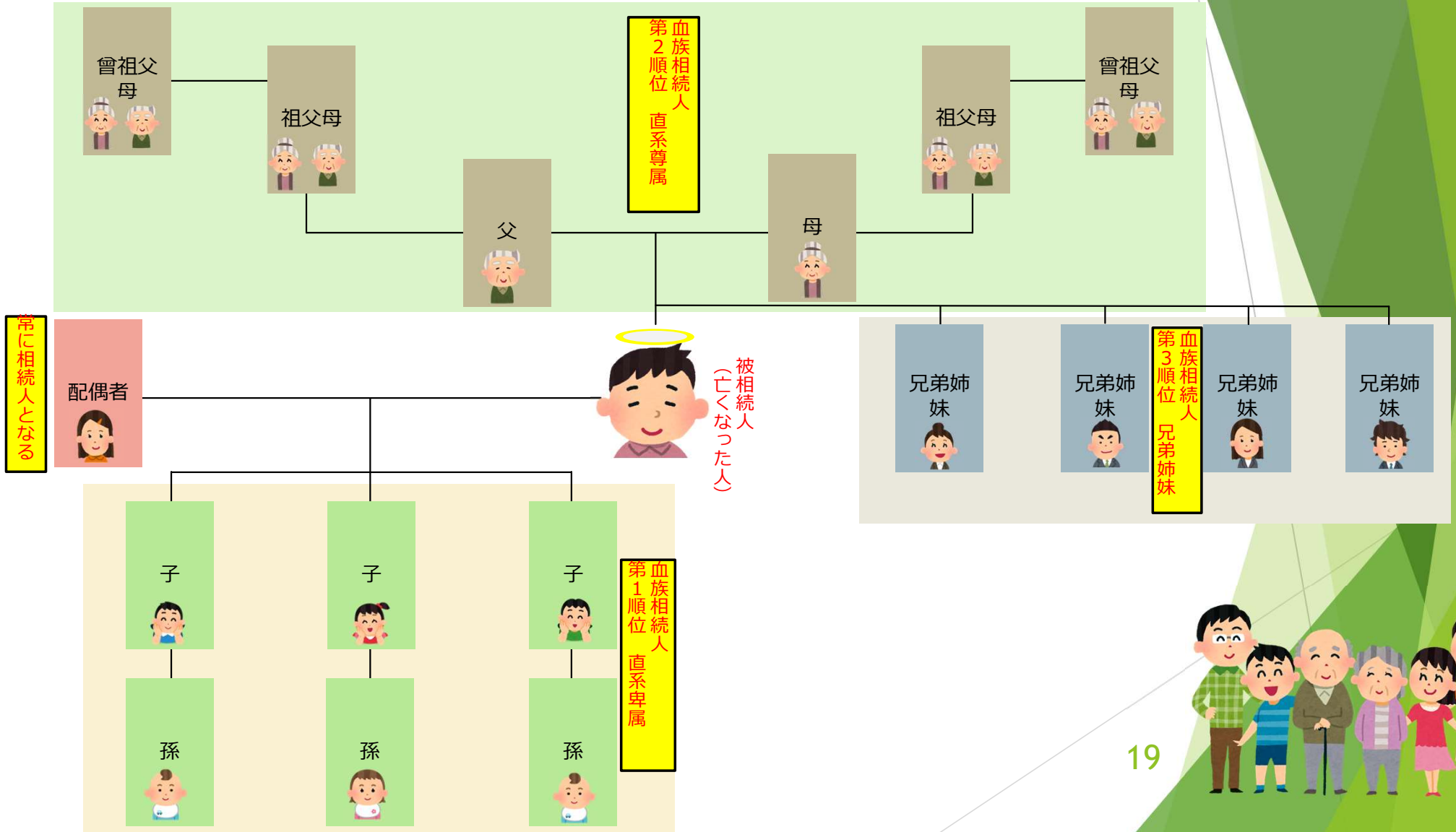
相続手続きの流れ



名義変更など



法定相続人の範囲とその順位



法定相続分

遺言による相続分や遺産分割の方法の指定がない場合は、民法による相続分の定め = 法定相続分に従って遺産分割が行われます。

これを『**法定相続**』といい、法定相続分の割合は相続人の構成により異なります。

配偶者 (常に相続人)	1/2	2/3	3/4	全部							
子 (第1順位)	1/2	/	/	/	全部	全部	全部	全部	/	/	/
親 (第2順位)	0	1/3	/	/	0	/	0	/	全部	全部	/
兄弟姉妹 (第3順位)	0	0	1/4	/	0	0	/	/	0	/	全部

※斜線は相続人がいない場合

POINT !

それぞれの相続人の法定相続分は、相続人と亡くなった人との続柄によって決まります。ただし、相続人全員で話し合っ合意すれば、必ずしも法定相続分どおりに遺産を分ける必要はありません。



最後に

当然ですが家族の数だけ相続の形も様々です。遺言書作成は自分が築いてきた大切な財産を、自分の意思で分配するというとても重要なものです。

このような性質から、作成方法や内容を親族や親しい人に相談することはとても困難だと思われます。

当事務所では、このようなお悩みで困っている方に寄り添い全力でサポートさせていただきます。

・こんなことでお悩みではありませんか？

1. 自分が亡くなったとき、相続の問題が起きないようにしたい。
2. 遺言書を作りたいが、どうやって書けばよいかわからない。
3. 自分で作成した遺言書の内容に不備がないか心配だ。
4. 自分の希望通りの相続をさせたいが可能だろうか？
5. 相続人以外にも財産を分けたいと考えている。
6. 親が高齢なので相続の対策が必要だと考えている。
7. 財産が少ないけど遺言書を作った方がいいの？

上記のようなお悩みサポートを全力でお手伝いさせていただきます。
お気軽にご相談ください。

ご清聴
ありがとうございました





『行政書士 坂元こうきち事務所』のご紹介

大野城市で遺言・相続や許認可メインで活動する行政書士です！

40代後半にして「もっと地域に根ざした仕事をしたい！」と思い立ち行政書士資格を取得し独立開業致しました。

これからは人生後半のライフワークとして行政書士として活動するとともに、地域の方々の遺言・相続のお悩みや、ご相談をお受けしていきたいと思いますので、ぜひお気軽にご相談ください。

事務所	行政書士 坂元こうきち事務所
代表者名	坂元 康吉
住所	〒816-0904 福岡県大野城市大池1丁目3-14シャイン202号
電話番号/FAX	070-6963-6485 / 050-3137-6568
営業時間	10:00 ~ 18:00
所属	日本行政書士会連合会 第24401263号 福岡県行政書士会 (筑紫支部)

